

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農地整備課	整理番号	2-6
処分の種類	埋立地取得者からの負担金の徴収			
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第90条第3項			
処分の概要	国営土地改良事業における埋立地の取得者からの負担金の徴収			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定（基準は条例制定により定めるが、処分の先例が無く、法令等の定め以上に具体化するのが困難なため。）			
基準の制定根拠	—			